

(地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画)

西北五環境整備事務組合
地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)

令和2年12月

西北五環境整備事務組合

目 次

第1章 計画策定の背景	2
1. 計画策定の趣旨	
第2章 計画の基本的事項	2
1. 目的	
2. 基準年度と計画の期間	
3. 計画の範囲	
第3章 温室効果ガス排出状況	4
第4章 温室効果ガス排出量の目標	5
第5章 具体的な取組	6
1. 電気使用量の削減	
2. ガソリン・軽油使用量の削減	
3. 物品購入等	
4. その他の取組	
第6章 計画の推進と進行管理	7
1. 推進体制	
2. 進行管理	
3. 点検及び評価	
4. 進捗状況の公表	

第1章 計画策定の背景

1. 計画策定の趣旨

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、我が国においても異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響等が予測されています。地球温暖化の主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、低炭素社会の実現に向けた取組が求められています。

国際的な動きとしては、2015年12月に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から2.0℃以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

我が国では、1998年に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法により、すべての市町村が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務づけられています。

また、2016年には、地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）が閣議決定され、我が国の中期目標として、我が国の温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比で26.0%減とすることが掲げられました。同計画においても、地方公共団体には、その基本的な役割として、地方公共団体実行計画を策定し実施するよう求められています。

一部事務組合についても、地方自治法第292条に基づき、都道府県又は市町村の規定の準用により、実行計画（事務事業編）を策定することが義務づけられています。

第2章 計画の基本的事項

1. 目的

本計画は、地方自治法第292条の規定により準用する地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第21条第1項の規定に基づき、地球温暖化対策計画に即して、西北五環境整備事務組合（以下「組合」という。）が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的とします。

< 温対法（抜粋） >

（地方公共団体実行計画等）

第 21 条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 計画期間
- (2) 地方公共団体実行計画の目標
- (3) 実施しようとする措置の内容
- (4) その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3～7（略）

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

9 第五項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。

10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

2. 基準年度と計画の期間

本計画は、平成 29 年度を基準年度とし、計画期間は、令和 3 年度から令和 7 年度の 5 年間とします。

基準日を平成 29 年度とした理由については、平成 30 年度から令和 2 年度まで基幹的設備改良工事の実施に伴い、可燃ごみを一部委託処理しているため基準日を平成 29 年度とするものです。

3. 計画の範囲

①対象範囲

実行計画の対象範囲は、下記に示す組合が行う事務事業を対象とします。

施設名
中央クリーンセンター（汚泥再生処理施設）
西部クリーンセンター（ごみ焼却処理施設）

②対象とする温室効果ガス

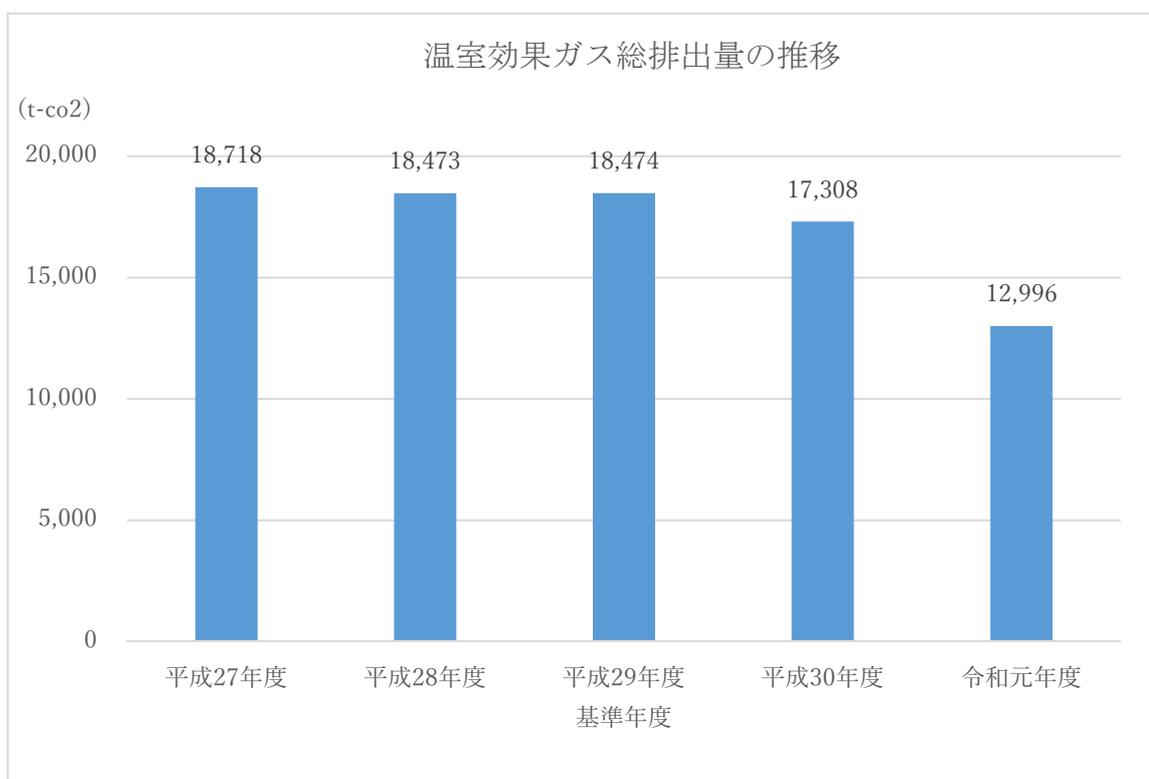
法第 2 条第 3 項で定めている 7 つの温室効果ガスのうち、二酸化炭素（CO₂）を本計画の対象とします。

温室効果ガスの種類	排出される主な活動	
二酸化炭素（CO ₂ ）	エネルギー起源	電気、A重油、ガソリン、軽油
	非エネルギー起源	一般廃棄物の焼却 （廃プラスチックの焼却）

第3章 温室効果ガス排出状況

各施設の稼働に伴う年度ごとの温室効果ガスの総排出量及びエネルギー使用量の状況は、以下のとおりです。

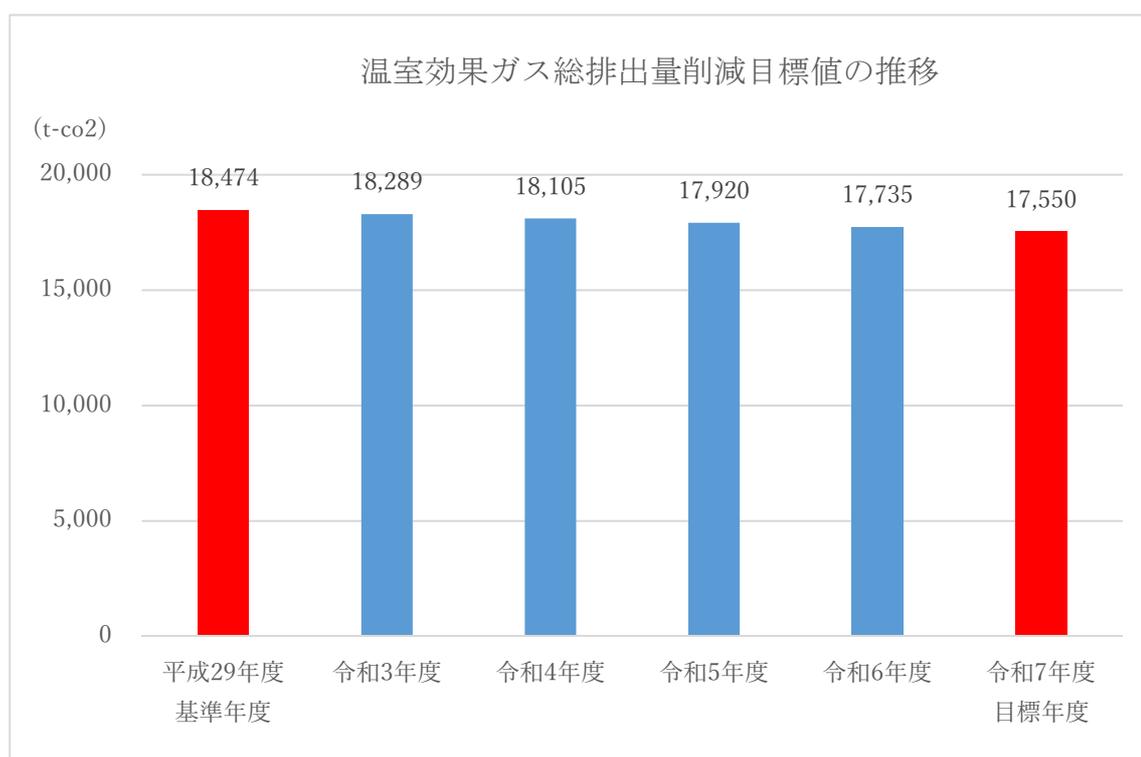
		H27年度	H28年度	H29年度 基準年度	H30年度	R1年度
温室効果ガス 排出量	t-CO2	18,724	18,473	18,474	17,308	12,996
電気	千Kwh	5,672	5,707	5,882	5,745	5,500
A重油	ℓ	16,126	34,774	23,975	27,124	7,436
ガソリン	ℓ	1,350	1,174	1,119	1,625	1,442
軽油	ℓ	208	219	234	203	155
一般廃棄物中の廃プラスチック焼却	t	5,843	5,757	5,756	5,391	3,826



第4章 温室効果ガス排出量の目標

平成29年度を基準として、計画期間の最終年度である令和7年度の二酸化炭素排出量を5%削減することを目標とします。

		基準年度排出量 平成29年度	削減目標	目標年度排出量 令和7年度
温室効果ガス 排出量	t-CO2	18,474	5%	17,550
電気	千Kwh	5,882	5%	5,588
A重油	ℓ	23,975	5%	22,776
ガソリン	ℓ	1,119	5%	1,063
軽油	ℓ	234	5%	222
一般廃棄物中の廃 プラスチック焼却	t	5,756	5%	5,468



第5章 具体的な取組

1. 電気使用量の削減

①照明に対する取組

- ・ 昼休みの消灯や時間外の不必要箇所の消灯を行う。
- ・ 退庁時に身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認する。
- ・ 常駐しない場所（トイレ、食堂、廊下、通路）の照明は必要最小限の点灯とする。
- ・ 屋外照明や外灯は、業務に支障がない範囲で消灯する。
- ・ 交換時期の照明は、高効率照明への買い替えを順次行う。

②OA機器に対する取組

- ・ OA機器等の電源をこまめに切るよう努める。

③その他

- ・ ノー残業デーの徹底に努める。
- ・ 空調機器は室内温度を適正に保つよう運転管理する。
(夏季26度、冬季22度を目安とする。)
- ・ クールビズやウォームビズを行い、空調機器の使用抑制を図る。

2. ガソリン・軽油使用量の削減

①公用車の取組

- ・ 不要なアイドリングや急発進、急加速をしない。
- ・ タイヤの空気圧など定期的に点検、整備を行う。
- ・ 公用車の選定にあたっては、低公害車・低燃費車の導入に努める。

②その他

- ・ 草刈機や除雪機等を使用する際は、効率的な運転に努める。

3. 物品購入等

- ・ 電気製品等の物品の新規購入をする時には、省エネタイプで環境負荷の少ないものの購入に努める。
- ・ 事務用品は、詰め替えやリサイクル可能な消耗品を購入する。
- ・ 環境ラベリング（エコマーク、グリーンマーク等）対象製品の購入に努める。

4. その他の取組

①ごみの減量、リサイクル

- ・ 物品の再利用や修理による長期利用に努め、ごみの減量化を図る。
- ・ 廃棄物の分別排出の徹底に努める。

②用紙類

- ・ 両面印刷、裏面コピーを徹底し、用紙の削減に努める。

- ・リサイクル用紙の購入に務める。
- ③水道
- ・日常的に節水を心がける。
- ④環境保全に対する意識向上
- ・ノーネクタイ（クールビズ）・重ね着（ウォームビズ）を推進する。

第6章 計画の推進と進行管理

1. 推進体制

①推進本部

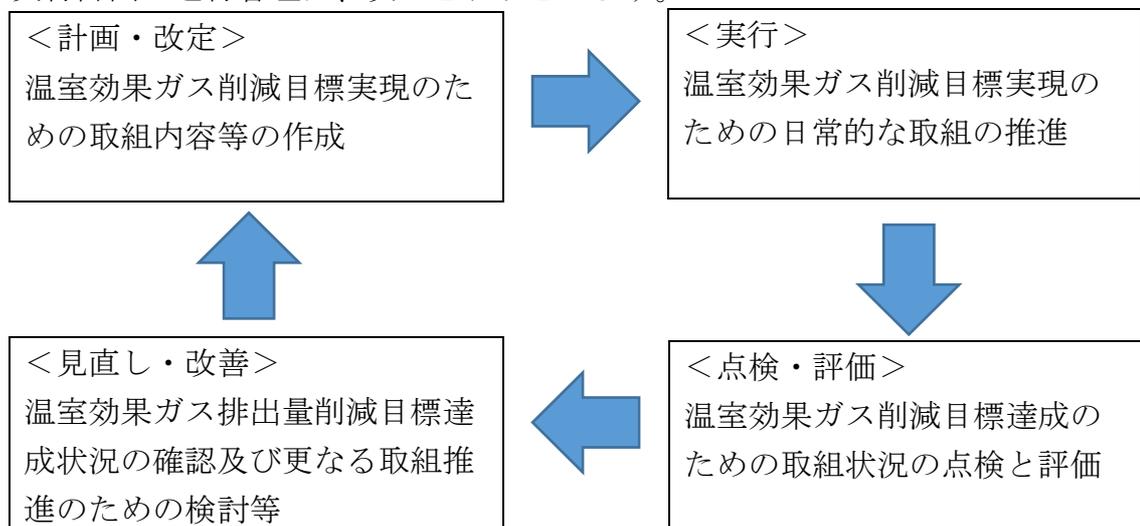
事務局長を本部長とし、全職員をもって組織し、実行計画の策定、見直し及び実行計画の推進点検を行う。

②推進担当者

事務局及び各施設に1名以上の「推進担当者」を置き、実行計画を推進し、取組状況を点検及び評価し、定期的に見直し、改善することで、計画の総合的な推進を図る。

2. 進行管理

実行計画の進行管理は、次のとおりとします。



3. 点検及び公表

推進本部において取組状況や数量的目標の達成状況について毎年把握し、総合的に点検、評価します。

4. 進捗状況の公表

計画の進捗状況、点検評価結果及び、直近年度の温室効果ガス排出量については、年1回当組合ホームページにより公表します。